

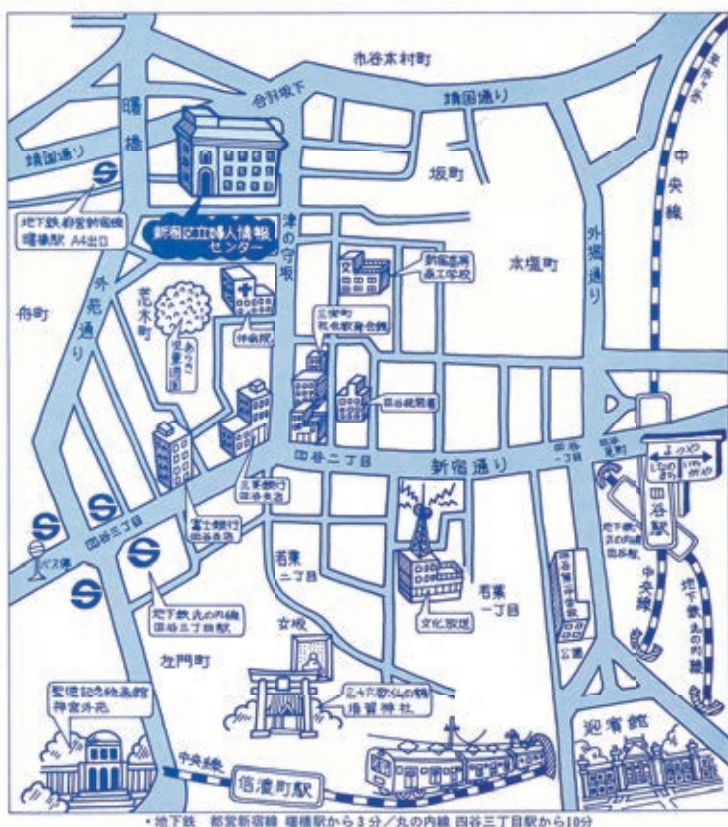
ウィズ新宿

No.115

2013・7

男女共同参画推進センター 30周年記念特集号

男女がお互いを尊重し、その人らしく生きる。
仕事も暮らしも楽しむ。
そんなあなたを応援する情報誌です。



婦人情報センター開館記念講演



開館当時の婦人情報センター全景



婦人情報センター落成式

男女共同参画情報誌の創刊号

特集 30年のあゆみ

- P8 悩みごと相談室をご利用ください
- P10 講座レポート
- P11 ワーク・ライフ・バランス推進企業を応募しています

- P12 平成24年度男女共同参画フォーラム
～ともにすすもう！未来へ
- P15 データ・ウォッチング

男女共同参画情報誌 創刊30年のあゆみ

区で発行している男女共同参画の情報誌は、1983年1月「婦人情報」という名称でスタートしました。その後、「女性情報」「ウイズ新宿」と名称を変え、現在に至ります。編集方法も、区の職員のみによるものから、公募区民との協働による編集委員会へと変わりましたが、多くの区民の皆さんに男女共同参画について関心を持ってもらい、理解を深めてもらうために積極的に情報を発信するという情報誌の使命は変わることなく今に引き継がれています。皆さん、どうぞ情報誌を通して、男女共同参画が歩んできた道を振り返ってみてください。

創刊号

1983.1 「婦人情報」



表紙…新宿区立婦人情報センター
周辺の地図

1月に23区では2番目に歴史のある婦人センターとして「新宿区立婦人情報センター」を開設しました。同時に、情報誌「婦人情報」も創刊しました。できるだけ多くの方に、気軽に、気持ちよくセンターを利用していただきたいという願いを込めて、創刊号の表紙にはセンター周辺の地図が載せられました。

No.43

1993.6 「女性情報」



表紙…演劇博物館（西早稲田一丁目～早稲田大学内）

4月から行政用語を「婦人」から「女性」に変更しました。これに併せて「婦人情報センター」の名称を「女性情報センター」に変更しました。情報誌の名称もこの号から「女性情報」となりました。この年の「女性情報」では、「女と男」共に生きる時」をテーマに昔の男女分業などをシリーズで紹介しています。

No.63

1998.6 「ウイズ新宿」



表紙…新宿区の町並み～西新宿

女性情報センターは、開館15周年を迎えるにあたり愛称を募集していました。が、「ウイズ新宿」に決定しました。「ウイズ」は英語のwith（〜とともに）からとったもので、女性情報センターが男女共同参画社会を目指すさまざまな活動の拠点となるにふさわしいという理由で応募総数121点の中から選ばれました。情報誌の名称もこの号から「ウイズ新宿」となり、紙面もB5判からA4判へと読みやすい大きさになりました。

特集 30年のあゆみ 男女共同参画推進センター

No.97

2007.10 「ウィズ新宿」



表紙…女性像（人の温もりが伝わる
開放的なビジュアルと鮮やかな色彩）

「ウィズ新宿」は、男女共同参画情報誌として、公募区民等の編集委員との協働により年3回のうちの2回を編集・発行することになりました。この号は公募区民等による企画・編集第1号です。「家事から始める共同参画1・2・3」で男性の家事参加など家事を通して男女共同参画を考える特集となっています。

No.82

2003.3 「ウィズ新宿」



表紙…新宿の風景（ウィズ新宿）

平成15（2003）年1月「女性情報センター」は開館20周年を迎えました。この号の「ウィズ新宿」では、袖井孝子さん（お茶の水女子大学名誉教授）の「20年を振り返って」という寄稿文や、センター開館20周年記念事業として行われた落合恵子さんの記念講演等の模様を紹介しています。また、表紙の絵は橋本弘子さんによるもので、区内76カ所（76号分）の風景画で表紙を飾っていただきました。

No.101

2008.10 「ウィズ新宿」



表紙…新宿の超高層ビル群

この号から、「ウィズ新宿」の表紙は「まる」をモチーフにしたデザインとなりました。この号は「まる」の中に空をバックにした新宿の高層ビルを臨んでいる図案です。また「女の更年期・男の更年期」とともにいきいき暮らすために「」を特集し、社会的に問題となっている「デートDV」についても取り上げています。

No.100

2008.6 「ウィズ新宿」



表紙…ここから変える、ここから変わる

この号で情報誌「ウィズ新宿」は創刊100号となりました。創刊100号記念座談会「男女共同参画の未来にむけて」と題し、新宿区長、新宿男女共同参画推進会議会長、民間の会社で育児休暇を取得した男性社員の方など5名の区民の方による座談会の模様をお伝えしています。また、区が平成19（2007）年10月から開始したワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度により推進企業として認定した企業を紹介しています。

西暦	元号	区の施策と「ウイズ新宿」の事業	社会の動き
1983年	昭和58年	1月 「新宿区立婦人情報センター」開設 1月 「婦人情報」創刊 2月 婦人総合相談を婦人情報センターに移設	
1984年	昭和59年	3月 「婦人問題解決のための第2次新宿区行動計画（昭和59～61年度）」策定	
1985年	昭和60年		国 国 「男女雇用機会均等法」公布 国 「女性差別撤廃条約」批准
1987年	昭和62年	3月 「婦人問題解決のための第3次新宿区行動計画（昭和62～平成3年度）」策定	
1991年	平成3年		国 「育児休業法」公布
1992年	平成4年	2月 「新宿区社会福祉基本計画（平成4～12年度）」策定	
1993年	平成5年	4月 「婦人情報センター」から「女性情報センター」へ名称変更 4月 情報誌「婦人情報」から「女性情報」へ名称変更	国際 国連「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択
1995年	平成7年		国 「育児・介護休業法」公布（「育児休業法」改正）
1997年	平成9年	3月 「新宿区社会福祉計画後期計画（平成9～12年度）」改定 11月 一般公募によりセンターの愛称「ウイズ新宿」に決定	国 「男女雇用機会均等法」改正
1998年	平成10年	4月 「新宿区女性問題懇談会」を「新宿女性団体会議」に改組 4月 情報誌「女性情報」から「ウイズ新宿」へ名称変更 5月 エンパワメント講座開始 6月 性と生の講座開始	
1999年	平成11年		国 「男女共同参画社会基本法」公布
2000年	平成12年		都 「東京都男女平等参画基本条例」公布 国 「ストーカー行為規制法」公布
2001年	平成13年	3月 「新宿区男女平等推進計画（平成13～19年度）」策定 9月 パートナーシップ講座開始	国 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」公布

特集
30年のあゆみ
男女共同参画推進センター

2013年	2012年	2010年	2009年	2008年	2007年	2006年	2005年	2004年	2002年
平成25年	平成24年	平成22年	平成21年	平成20年	平成19年	平成18年	平成17年	平成16年	平成14年
1月 DV啓発講座開始	1月 「第2次男女共同参画推進計画及び配偶者等暴力防止及び被害者支援基本計画（平成24～29年度）」策定  女性への暴力根絶を願いパールリボンを飾りました	7月 若者応援講座開始	7月 男性のための男女共同参画講座開始 男性の育児・介護サポート企業認定モデル事業開始 （平成24年度より事業名「男性の育児・介護サポート企業応援事業」に変更）	2月 「新宿区男女共同参画推進計画（平成20～23年度）」策定 4月 子ども家庭部男女共同参画課設置（組織改正） 4月 センター開館日の変更（月曜日も開館） 9月 自主企画講座開始 9月 育児ママの再就職準備講座開始	4月 情報誌「ウイズ新宿」編集委員公募開始 10月 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度開始		6月 館内図書の電子データ化と区内図書館との相互貸し出し始まる	3月 「新宿区男女共同参画推進条例」公布 4月 「女性情報センター」から「男女共同参画推進センター」へ名称変更 7月 新宿区男女共同参画推進会議発足 12月 センター運営委員会発足  男女共同参画シンポジウム（ワーク・ライフ・バランスの推進）	
都 「男女平等参画のための東京都行動計画」改定 「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定	都 「男女平等参画のための東京都行動計画」改定 「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定	国 第3次男女共同参画基本計画を閣議決定	国 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」「仕事と生活の調和促進のための行動指針」改定	都 「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定 国 育児・介護休業法改正		都 「男女平等参画のための東京都行動計画」改定 「DV防止法」改正 国 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」「仕事と生活の調和促進のための行動指針」策定	都 「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定 国 「男女雇用機会均等法」改正	国 「第2次男女共同参画基本計画」策定	都 「男女平等参画のための東京都行動計画」改定 「DV防止法」改正および同法に基づく基本方針策定

区取り組みとウィズ新宿の30年、そして40年目に向けて

ウィズ新宿と区の施策の30年のあゆみを10年ごとに区切って振り返ります。
また、未来の10年を展望しました。

【昭和58（1983）～平成4（1992）年】

◎婦人情報センター／婦人問題施策の時代

男女共同参画推進センター「ウィズ新宿」は、昭和58（1983）年に「婦人情報センター」としてオープンしました。

センターのオープンに先立って婦人関係施策が行政課題として取り上げられるようになった背景には、国際婦人年（昭和50（1975）年）、国連婦人の10年（昭和51（1976）～60（1985）年）、女子差別撤廃条約（昭和54（1979）年国連採択、昭和60（1985）年日本採択）などの国際社会における行動の高まりがあります。新宿区では、このような国際社会の取り組みに呼応して、昭和53（1978）年から、婦人関係施策への取り組みを始めました。昭和56（1981）年には、「婦人問題解決のための新宿区行動計画（計画期間：昭和56（1981）～平成2（1990）年度）」を策定し、『男女平等の実現』、『婦人の社会参加』及び『福祉の向上と健康の保持』の3つの目標を掲げ、婦人問題解決に関する区の基本方針とその施策を体系化しました。

センターのオープンは、婦人の地位向上を目指す拠点として、関係者の念願が結晶したものといえます。

【平成5（1993）～14（2002）年】

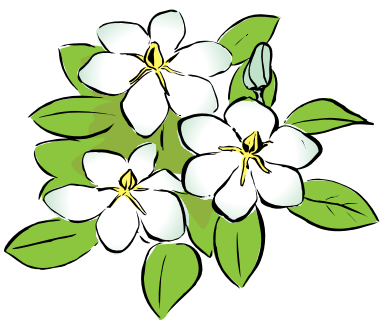
◎女性情報センター／男女平等施策の時代

平成5年には、行政用語として使用していた「婦人」を「女性」に変更し、センターの名称も「女性情報センター」に改められました。また、平成9（1997）年には一般公募により、センターの愛称が「ウィズ新宿」に決定しました。

区の施策は「社会福祉計画（計画期間：平成4（1992）～12（2000）年度）」に統合されましたが、その後「男女平等推進計画（計画期間：平成13（2001）～19（2007）年度）」に受け継がれました。

平成11（1999）年には「男女共同参画社会基本法」が制定され、施策の位置付けが「男女平等」から「男女共同参画」に展開しました。同法の前文にあるように、男女共同参画社会の実現とは、「少子高齢化や経済の成熟化など社会経済の急速な変化

に対応する上で、男女が互いにその人権を尊重しながら責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮する」ことであり、「21世紀の最重要課題」と位置付けられたのです。



【平成15（2003）～24（2012）年】

◎男女共同参画推進センター／男女共同参画施策の時代

区は、区民、事業者及び地域団体と協働して男女共同参画社会を実現するため、平成16（2004）年に「新宿区男女共同参画推進条例」を制定し、基本理念や区、区民、事業者及び地域団体の責務など男女共同参画推進施策の基本となる事項を定めました。また、男女共同参画推進施策の拠点施設として、センターの名称を「男女共同参画推進センター」に改めました。さらに、この条例に基づく基本計画として「男女共同参画推進計画（第一次計画：平成20（2008）～23（2011）年度、第二次計画：平成24（2012）～29（2017）年度）」を策定し、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施することとしました。

この基本計画では、はじめてワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進が行政課題としてとりあげられました。また、第二次計画は、「配偶者等暴力防止及び被害者支援基本計画」としても位置付けられ、人権尊重としての配偶者等からの暴力の防止が重要課題として位置づけられました。

【平成25（2013）～34（2022）年】

◎ウィズ新宿40年目に向けて

これからの10年は、男女共同参画は理念の普及から実行の段階に進むことが予想されます。このなかで、男女共同参画推進センターの役割は、男女共同参画社会の実現に向けた様々な主体の行動に結びつくような情報提供及び支援を行うことが重要になってきます。

特に、ワーク・ライフ・バランスの推進は、男女共同参画社会を実現するための鍵となる取り組みです。育児や介護などの家庭生活やさらには地域活動について、男女とも固定的な性別役割分担にとらわれず、仕事との両立を図ることがますます必要になってきます。そのために、中小企業などの職場におけるワーク・ライフ・バランス推進の取り組みを支援するため、先行的取り組み事例の紹介や研修機会の提供などが男女共同参画推進センターの機能として求められるでしょう。

また、配偶者等からの暴力防止対策についても、男女共同参画推進センターは、講座などの啓発のほか、被害者の個別の状況に応じて必要な支援を関係機関との連携のもと相談から自立まで切れ目なくできるよう調整する機能を担っていくことが課題となります。

男女共同参画推進センターは、30年の歴史を踏まえ、また時代の変化に対応しながら、人権を尊重し多様性を互いに認め合う男女共同参画社会実現への取り組みの拠点としての役割を担っていきます。

新宿区男女共同参画推進センター 「ウイズ新宿」30周年に寄せて

早稲田大学文学部教授
新宿区男女共同参画推進会議

会長 村田 晶子



新宿区男女共同参画推進センター「ウイズ新宿」30周年おめでとうございます。

私は、新宿区男女共同参画推進会議に関わらせていただき、第1次、第2次の「新宿区男女共同参画推進計画」の作成に携わりました。

その間、新宿区は、基礎自治体として早くから職場と家庭や地域生活のバランスを図るための施策「ワーク・ライフ・バランス」の推進力となり、企業や事業主対象の行動計画の策定に取り組みました。さらに、東日本大震災後は、防災、減災を

目指して危機管理に取り組み中で「女性の視点」を取り入れた避難所運営のあり方の検討に着手するなど、先進的な取り組みをなさっていると思います。

また、2010年9月のAP E C (Asia-Pacific Economic Cooperation) の一環であるWLN (Women Leaders Network) 日本開催に際して、新宿区と早稲田大学、内閣府、男女共同参画推進連携会議の主催で、サイドイベントを開催することもできました。これは早稲田大学の学生にとっても大変貴重な機会でありました。

委員を務めながら、このように様々な機会に巡り合うことができ、私自身も多くのことを学んできました。

考えてみますと、男女共同参画社会の実現は、男女双方はも

ちろん、子どもにとって、障がい者にとって、セクシュアルマイノリティにとって、多様性与人権を尊重しあう人間らしい社会を創り出す営みであり、それは、旧来の価値観を共に問いあい、学び合う社会の実現といえるでしょう。まちのなかで、会社で、あるいは家庭や学校教育の場で、それらの学び合いを積み重ねる原動力として、新宿区の男女共同参画推進センター「ウイズ新宿」は役割を果たしてきたのではないかと思います。

そして、大規模災害等も想定されている今日、女性やマイノリティにとっての災害時の援助のあり方を検討するにあたり、男女共同参画や男女平等、多様性を視点として掲げているセンターに期待される役割は非常に大きいと思います。

私は、今年福島県男女共生センターの研究事業を受託して、女性支援や地域活動支援者の「支援」をテーマとして、支援者の方々が震災直後から今日に至るまでどのような仕事・活動に携わり、そのときどのような課題を抱え、その困難をどのように乗り越えてきたのかをお聴きしています。そして、それを踏まえて、長期的展望を持って、支援者コミュニティを作るための方策を検討しています。災害時に、女性の視点や人権尊重を掲げて各地の男女共生センターや女性センターが果たした役割には学ぶことが多くあります。生活に密着したところにある男女共同参画推進センターはどのような役割を果たしたらよいのか、改めて共に考えあう重要性が高まっていると思います。

30年の意義をふり振り返りつつ、日常の暮らしの中に人権を根づかせる拠点として、区の内外のネットワークを活かし、人のつながりや物的資源のコーディネート役として機能を発揮して行っていたきたいと思います。

ひとりで悩まないで…

悩みごとと相談室を

ご利用ください

男女共同参画推進センターでは、幅広い知識や経験をもつ相談員が、悩みごとの相談を受けています。相談員それぞれの得意分野を生かし、相談者の心に寄り添いながら問題解決のお手伝いをしていきます。男女共同参画推進センターの相談員からメッセージをいただきました。

面接相談は予約が必要です。

電話相談は直接おかけください。

相談員からのメッセージ

●月曜日

村中知恵（ソーシャルワーカー）

どんな相談にのってもらえるんですか。何から話せばいいのか、と前置きをしてから話を始められる方々がいらつしやいます。当相談室を紹介しつつお話を伺っていきますと誰にも相談できず一人で悩み続け、ようやく思い切って電話をしてこられたことが伝わってきます。すぐに解決できなくても、ずっと自分の中に閉じ込めてきたことを、言葉にして話せたことで問題を見通せるようになられます。個々の相談員が対応できることには限りがありますが、複数の専門職が担当する窓口の広い相談室としてあるように思います。

●火曜日

伊藤恵子（弁護士）

夫婦の問題、離婚問題についての相談はDVに該当するものも含み、相談件数はあいかわらず多いです。しかし、相談の四分の一をしめていたものが、昨年度は2割と減り、家族のことに関するものが、3割近く増えてきています。相続問題も多いですが、親族の介護・後見に関わる相談も増えていきます。離婚後の子

の面会交流についての相談もあり、子の福祉の面から尊重されなければなりません。が、こじれた関係における実現に困難な面も多々あります。相談の件数は増加傾向にあり、面接相談のため電話がつながりにくいこともあります。が、御理解下さい。

●火曜日

植草美穂（弁護士）

法律相談は相談者と面談において資料を見た上で事情を聴くものであり、電話で法律的な相談を受けるのはなかなか難しく、また、悩み事についてどう思うかなど意見を求められるものもあり、回答致しかねる御相談もあります。しかし、相談できる人がいないとか、またストレスをためているということとで相談される方結構いらつしやうて、現代社会を反映していると感じますので、回答が難しい案件であっても、御相談はできるだけお聞きするということとで対応してまいりたいと思います。

●水曜日

寺戸由紀子（元 家庭裁判所調査官）

センターの相談員に加えていただいてから十四年たちました。いつでも、どんなことでも電話できる、匿名でよいという気易さ、それに応答が親切でじっくり

聴いてくれる（自画自賛！）ことが知れわたっているせいか、相談は絶えることなく続いています。私の場合、離婚にまつわる悩み、家裁の調停について知りたいたいという相談が圧倒的。インターネットが普及したせいか、基礎知識を持つていて、一歩突っこんだ鋭い質問をする人が増えて来た印象を持ちます。特に女性の独立した生き方についての悩みが語られるところからもはりきってしまっています（①また相談内容は時代の動きを反映しており、時の話題がよくあらわれますから、うかうかしてはいられません）（②近年、男性が相談員に加わったせいか、男性からの相談がぼつぼつあらわれたのも時代の風潮でしょうか）。

●水曜日

小林赫子（元 家庭裁判所調査官）

ウィズ新宿で相談を担当するようになって久しいのですが、身近な相談相手になっているのかなというのを感じます。特に電話相談では、正直なところ「こんなことで？」と思うこともあります。が、ちょっとしたことでは自分では判断が出来ず、さりとて誰に訊くこともできないとき、「これでいいのだろうか」と迷ったとき、受話器を取ってみていただけるのは嬉しいことです。電話が終わった時ほっと一安心していただけるような相談を心掛けたいと思います。

●木曜日

田中弘子（性・生・アドバイザー）

個々のセクシュアリティと社会的性別（ジェンダー）の問題、家族をめぐる様々の問題を中心に担当しています。最近の傾向として、若くしての経験、貧困、子どもへの深い想い、さまざまな暴力の捉えかえし、その内奥、深層にふれ、個々の意思を活かすべく、解決にむけた道を「ともに模索する一瞬一瞬のとき」をますますきびしく意識しています。課題は何か／領域の足跡や到達点をふ

り返り、視点の拡がりをもとめて／時に他の関係や他領域の意見と連携を心し、なお、自身の／頭と体を全力リフレッシュし準備です。

●金曜日

高久洋子（ソーシャルワーカー）

私は長く病院でソーシャルワーカーとして働いた経験から、医療・福祉・介護関係にいくらか詳しい程度ですから、ご相談くださる方は具体的な情報を求めている方より、「心に引っかかっていることがあり釈然としなない」または、人間関係において「なぜこうなってしまうのか？」「なぜ自分は理解されないのか？」とどう考えても堂々巡りで抜け出せない、という方のご相談が多いように思えます。人に話してみることによって、新たな気づきがあったり、違う方向から別の景色が見えたりすることもあるものです。相談者と相談員が一緒に落としどころを探す時間であるように思います。相談してよかった、そう思っていたらいいと思います。

●金曜日

武山ゆかり（医療ソーシャルワーカー）

「どうしたらいいんでしょう？」という相談から最近では「私はこう考えます、間違っていますか？」という共感や承認を求める内容の方が増えてきているように思います。そして「こう行動してみましたが」「あそこに行こうと思います」「〇〇に受診しました」など不安を持ちながらも自ら動くことが出来る方も増えています。一方で同じ方が毎回同じ怒りを電話にぶつけて来られることもあり、心の病理を受け止める場所のまだまだ少ないことも実感しています。「悩み事相談」が不要な世の中は、まだもう少し先の様です。

●土曜日

原田静枝（ライフスタイルアドバイザー）

働く女性たちは、自身が選んだ職業と

● 新宿区立男女共同参画推進センター

(ウィズ新宿)

曜 日	相 談 員
月曜日	村中 知恵 (ソーシャルワーカー)
火曜日	伊藤 恵子 (弁護士) 植草 美穂 (弁護士)
水曜日	寺戸由紀子 (元家庭裁判所調査官) 小林 赫子 (元家庭裁判所調査官)
木曜日	田中 弘子 (“性と生” アドバイザー)
金曜日	高久 洋子 (ソーシャルワーカー) 武山ゆかり (医療ソーシャルワーカー)
土曜日	原田 静枝 (ライフスタイルアドバイザー)
土曜日 午後	瓜生 武 (元家庭裁判所調査官) 吉川 好昭 (元家庭裁判所調査官)

※相談員は都合により入れ替わることがあります。
※相談員は各回1名です。
※年末年始・祝日を除きます。

● 区役所第一分庁舎2階 区民相談室

曜 日	相 談 員
月曜日	第2月曜日 第2月曜日を除く毎週
午前	田中 弘子 (“性と生” アドバイザー) 田中 弘子 (“性と生” アドバイザー)
午後	神山美智子 (弁護士)

※相談員は都合により入れ替わることがあります。
※相談員は各回1名です。午後は相談員が交代します。
※年末年始・祝日を除きます。

※ “性と生” アドバイザー：性に関する悩みごとや生き方についての相談をお受けします。
※ ライフスタイルアドバイザー：こころ・家族・生活・キャリアに関する相談をお受けします。

夫や子どもたちと暮らす家庭、この両輪をバランス良く保ちたいと願っています。しかし日々の忙しさに精神が不安定となり、身体にも心にも悪影響を及ぼすというケースが増えつつあります。

これをぜひ未然に防ぎたいとの願いから、当センターでは「悩みごと相談室」を設け、毎週土曜日に「ライフスタイルアドバイザー」が悩みを聴き、一緒に心の中を整理して問題解決に対応しています。

初回は、お互いを理解するために面接。次回からは電話相談、ということも可能です。詳細は電話でもお伝えしますので、お気軽にお問い合わせ下さい。お待ちしています。

● 土曜日午後

瓜生武 (元 家庭裁判所調査官)

く他人に相談することが苦手なようですが、他人の意見を聞くということは、自分が気付いていない視点を得るという意味で、それなりに役立つことがあります。また、女性の中に、男性の見方や視点を聞きたいと言って来られる方もいらして、そういった意味での利用方法もあるかと感じ、積極的に応じています。

最近の男性相談の相談傾向としては、いわゆるDVの加害者からの相談が多くなってきたことでしょうか。相談の主訴は、自身の暴力行為を反省し、家を飛び出した妻と話し合いたいのだが、警察に家出人捜索届を出しても受理してもらえず、公的機関も所在に関しては情報非開示にしているため手の打ちようがないというもので、心情的に不安定になっている相談者が多いことです。同様に、彼らからはDVの加害者更生プログラムに参加したいので実施機関を教えてくださいという切実な依頼も多くなっています。

● 土曜日午後

吉川好昭 (元 家庭裁判所調査官)

悩みごと相談室をご利用ください

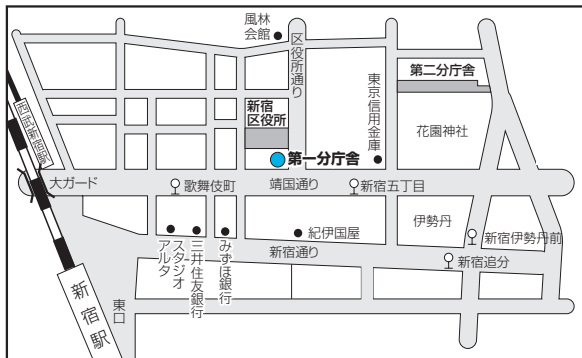
新宿区では、日曜・祝日等を除く毎日、悩みごと相談を行っています。

自分自身の生き方・働き方、家族との関係、職場や地域でのトラブルなど、心の問題から法的解決のアドバイスまで、幅広い相談に対応しています。パートナーや恋人からの暴力にお悩みの場合も、安心してご相談ください。

相談は無料、秘密は固く守ります。お気軽にお電話ください。

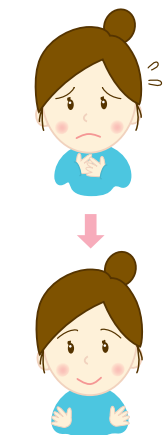
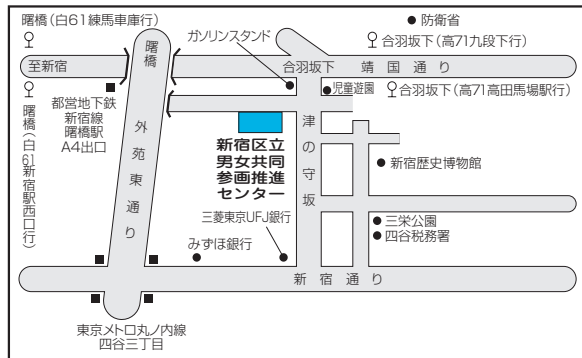
新宿区役所 第一分庁舎2階 区民相談室

月曜日 10時～12時・13時～16時
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-5-1



新宿区立男女共同参画推進センター (ウィズ新宿)

月曜日～土曜日 10時～12時・13時～16時
〒160-0007 新宿区荒木町16番地



○電話相談

相談員が直接お受けします。予約はできません。

☎ 03 (3353) 2000 (日曜・祝日等を除く 10時～12時・13時～15時半)
☎ 03 (5273) 3646 (月曜日 10時～12時・13時～15時半)
☎ 03 (3341) 0905 (土曜日 13時～15時半、男性相談員が対応)

○面接相談

1回の面接は1時間以内です。電話でウィズ新宿までご予約ください。

☎ 03 (3341) 0801
(予約受付：日曜・祝日等を除く 8時半～17時)

●しんじゆく女性団体会議公開講座 「災害時に女性が地域で活躍するためには」

講師・村田 晶子氏
(早稲田大学文学学術院教授)

「しんじゆく女性団体会議」は、隔月で研修、視察、講演会を実施しています。2月8日の本講座は一般に公開され、区内外から41名の参加がありました。

前半の講演では、東日本大震災後の課題として、さまざまな局面で、女性・セクシャルマイノリティ・障がい者・高齢者等の視点が欠落していたという話や実際に困った事例の紹介、「ビックパレットふくしま」の女性専用スペースのことなどをご紹介いただきました。

また、「震災が起きたからさまざまな問題が生じるのではなく、日常の中にある問題が震災によって浮上する。防災力を向上するには男女共同参画、男女平等社会の実現の取り組みを日常の中で行うことが大切である」「女性・多様性の視点でさまざまな角度から声を挙げられる仕組みづくりが必要」との話もありました。後半は、ワークシヨップ形式で進められ、活発に意見交換が行われました。多様な観点、さまざまな立場での問題点について発表され、女性・多様な視点での防災対策の必要性について再認識することができました。

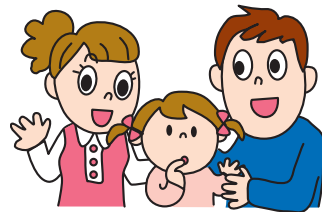
この問題をみんなで共有し、地域に伝えていくこと、また関係機関に声をあげていくことの大切さを学ぶことができました。



●ワーク・ライフ・バランスセミナー 「企業に求められるハラスメント対策」 健全な職場づくりに向けて 職場におけるハラスメント防止のために」

講師・涌井 美和子氏
(臨床心理士・社会保険労務士)

仕事も生活も充実させることは、個人の生活を豊かにするとともに、事業者にとっては優秀な人材の確保・生産性の向上につながります。ワーク・ライフ・バランスを推進し、男女とも働きやすい職場環境・風土づくりを支援するため、事業者を対象にセミナーや講座の開催を行っています。



今回のセミナーでは、①ハラスメントが起こる背景と要因、②ハラスメントの基礎理解、③具体的な対応、④防止のための対策、の順に具体例を通してなお話をいただきました。

パワーハラスメントの定義は「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう。」(厚生労働省)

ハラスメントの認識が曖昧だと混乱や誤解が生じやすい。わかりやすく明確な基準は必要だが、実際は線引が難しく、グレーゾーンのケースが多く、ケース・バイ・ケースで判断することが基本であるとのことのお話でした。

具体例を通しながらの説明は参加者からのアンケートでも分かりやすかったと好評でした。

●男女共同参画講座 「化粧の意味とその力」 よく生きるためのスロービューティー」

講師・石田 かおり氏
(駒沢女子大学人文学部教授)

東日本大震災の被災地において、散髪や化粧をするボランティア活動の様子が報道されました。そこで、3月16日に23名の受講者を迎え、化粧の持つ意味とその力についてお話いただきました。被災地での活動は、「化粧をする」ことが避難所という非日常の中で、日常を取り戻すきっかけとなり、さらに「やる気」や「元氣」につながっていったそうです。

「メーキャップ」だけにとらえずに、化粧を「散髪や、体、髪を洗うこと、ヒゲや爪の手入れ」と同じ日常生活に欠かせないもの、という先生のお話は、毎日の生活の中での化粧の持つ力を感じることができました。

「人間は化粧をせずには生きられない動物である」「化粧の起源」「化粧の意味」など哲学的なアプローチでお話が進み、化粧を文化としてとらえ、「よく生きるため」の化粧の役割を考えることができました。

「加齢が問題」という意識にこそ問題があるのではないかというお話から、さらに「美しさの基準は、若さだけでなく、個々人の外の画一的な基準よりも自分の中に置く」ことを理解し「スロービューティー」という生き方について学ぶことができました。



化粧と人間 石田 かおり著
(財団法人 法政大学出版局)

ワーク・ライフ・バランスの実現

～仕事と家庭、地域活動との調和がとれた生活～

男女が共に多様な生き方を選択でき、家族や地域社会の一員として責任を分かち合いながら積極的に活動していくためには、ワーク・ライフ・バランスを実現し、仕事と仕事以外の生活が共に充実していることが必要です。

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)とは

「仕事」と「生活」(子育て、介護、地域活動、自己啓発、趣味の時間など)の調和の取れた状態をいいます。

平成19年12月18日に策定された「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会づくりとは、具体的には以下のような社会を目指すべきであるとされています。

- ①就労による経済的自立が可能な社会
- ②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会
- ③多様な働き方・生き方が選択できる社会

このような社会を実現するためには、国民一人ひとりが、自分の働き方や生活、男女の役割分担意識の見直しを行うとともに、それぞれの企業が労働者と話し合い、実情に合った効果的な取り組みを主体的に行っていくことが大切です。そして、国や地方自治体の、企業や国民への積極的な働きかけや支援が必要です。

ワーク・ライフ・バランス推進企業を応援しています

ワーク・ライフ・バランス推進企業として新たに認定された企業をご紹介します。

※番号は認定番号

35 ねぎしフードサービス(飲食店)

【認定の分野】 **子育て支援** **地域活動支援** **介護支援** **働きやすい職場づくり**

アルバイト従業員が多く、外国籍の社員も多い中で、組織力を上げるために経営理念などは外国語に翻訳したり、表彰制度などを採り入れ、働きやすい環境づくりに積極的に取り組んでいます。また、区立中学校の職場体験や都立特別支援学校のインターンシップ受け入れなども実施しました。

平成24年度 男女共同参画フォーラム

ともに すすもう! 未来へ

日時 平成25年2月16日(土)

会場 四谷区民ホール

第一部

ワーク・ライフ・バランス優良企業 表彰式
企業代表者と区長とのパネルディスカッション
「ワーク・ライフ・バランスが新宿を変える！」

・コーディネーター 麗澤大学経済学部教授 木谷 宏
・パネラー 雪印メグミルク(株)副社長 尾崎 玲
雪印メグミルク(株) 畑本 二美
(公)日本生産性本部 高柳 正人
新宿区長 中山 弘子

第二部

講演「人生8合目からが面白い」

登山家 田部井 淳子

第一部

「ワーク・ライフ・バ
ランス推進優良企業
表彰」及びパネルデ
ィスカッション

11企業の中から雪印メグミルク
(株)代表取締役 中野吉晴がア
ィディア賞を受賞

企業におけるワーク・ライフ・ バランスの取り組み状況

木谷 (コーディネーター)「ワーク・ライ
フ・バランスの取り組みにおいては、働
く女性の支援、特に育児支援が大切であ

ることは言うまでもありませんが、本来
は誰もが仕事とそれ以外の責任や欲求を
うまく調和させられるよう、働き方を多
様に柔軟にしていけることです。

ワーク・ライフ・バランスの施策は大
きく3つに分かれると思います。

1つ目は、働くこと、「ワーク」に関す
る支援です。労働時間を管理し、休日や
休暇をきちんと取得しながら、生産性を
向上させる取り組みです。

2つ目は、「ライフ」の支援です。ライ
フの支援には、4つの施策があります。

①育児・介護の支援、②能力開発の支援、
③社会活動やボランティア活動支援、④
体や心の健康管理支援です。

3つ目は、「バランス」の支援ですが、ワ
ークとライフを上手に折り合いをつけて
いくための短時間勤務や在宅勤務などの
多様な働き方です。こういった取り組み
によって、一人ひとりの働きがいや生き
がいを向上させることになり、企業に
よって業績の向上につながります。

これからワーク・ライフ・バランスを
進めていくにあたっては、働きやすい職
場づくりに向けて皆で取り組んでいく姿
勢が重要ではないかと思っています。新宿区
のような自治体が地域に密着した企業や
そこで働く人々、暮らす人々を支援し、
企業をつなぐコーディネーターとして後
押ししていくことが理想だと思います。

メグミルク 尾崎 この度は、表彰して
いただき、大変光栄に思います。

私どもでは、ワーク・ライフ・バラン
スですとか、女性の活躍という視点でい
ろいろな取り組みを行い、制度の枠組み
作りということでは、それなりに形がで
きてきたと思っています。今後は、実効
性を高めていくためにどのような取り組

みをしていかな
ければならない
かが重要と考え
ています。

メグミルク 畑
本「ワーク・ラ
イフ・バラン
スの取り組みにつ
いて、いくつか
紹介させていた
だきます。

私どもでは、
育児や介護休業中の社員の支援、制度の
周知、女性の活躍の推進、地域活動の支
援と、いくつかの側面から支援を行って
います。多様な働き方を支援するため
は、育児支援として法定より少し長い期
間利用できる時間短縮勤務を導入してい
ます。介護につきましても、一つの理由
で2年間時間短縮勤務ができるように制
度の充実を図っています。一度退職した
社員についても、「ジョブリターン制度」
を用意し、社員として働ける制度を用意
しています。

制度の周知も大変重要と考え、それら
の制度について、社内報や社内のイン
ターネットなどで具体的に紹介してい
ます。当社独自の取り組みとしては、「イ
クメンパック」という名で、お子様が
生まれた男性職員に当社製品の粉ミルクと
一緒に具体的な育児支援制度を説明した
リーフレットを送付しています。

女性の活躍の推進では、能力開発とい
う側面でも女性や上司向けの研修を実施し
ているほか事業所ごとに勉強会を実施し、
各職場での声を具体的に拾えるようにし
ています。また、地域活動の支援という
ことで、小学校への食育授業の展開や地



域での料理教室を実施し、地域の皆さまとつながっていく活動をしています。

中山区長…新宿区では、ワーク・ライフ・バランスを推進するために、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる企業を「ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定しています。またこれからワーク・ライフ・バランスに取り組みたいと考えている企業にも、コンサルタントを派遣して具体的にアドバイスをするなど、その企業にあった取り組みから始めることができるよう支援しています。

働きやすい職場づくりを進めるには、企業の方にメリットがなければ難しいでしょう。そこで新宿区では、ワーク・ライフ・バランス推進企業をあらゆる機会にPRすることはもちろん、区との契約の相手方を選定する際に優先する、有利な条件での融資の斡旋が受けられるといった優遇制度を設けています。また、中小企業を対象に男性社員に育児・介護休業制度や短時間勤務制度などを積極的に利用していただくため、30万円を限度として給料などの人件費に係る経費を支給する制度も設けています。

これからも、皆さんのご意見をお聞きしながらワーク・ライフ・バランスの支援を一つずつ広げていきたいと思っています。



日本生産性本部 高柳…区内の中小企業のワーク・ライフ・バランスの取り組み

についての現状と課題です。まず、現状の1つ目は、例えば従業員のお子様が病気になるようなときに経営者の判断で勤務時間の調整をするなど、非常に柔軟性を持つて取り組まれています。2つ目は、社員の働きやすさを高めるための多様な働き方の選択肢を経営者の判断でスピーディーに提供できることです。3つ目は、この人しかできないという仕事の仕方を改め、育児休業や介護休業のときにも職場に影響が出ないで済むようなチームとしての取り組みをされていることです。

一方、課題の1つ目は働きやすい職場にするための種々の制度について明文化がされていないことで、場当たりの対応になってしまいうことです。2つ目は、どうしても日常業務や業績が優先され、ワーク・ライフ・バランスへの取り組みが、経営の優先度の中で低くなってしまうがちであることです。

ワーク・ライフ・バランスを推進するために

質問 木谷(コーディネーター)…区としてワーク・ライフ・バランスを推進するにあたり、どのようなことを期待され、これからどのように進めていかれますか？
区長…多様性を力とすることが大変重要な時代になっていると思います。企業が働きやすい職場づくりを進めることで、さまざまな世代の方々が例えば町会や消防団などいろいろな活動の支え手となり、私たちの社会が抱える今の課題を解決していくことができると思います。

例えば子育てが一段落した人であればその経験やノウハウを次の世代の人たち

コーディネーター 木谷 宏先生



に生かせるなど、自分の得意な分野でそれぞれが地域に関わっていく社会にすることが重要だと思います。実際に地域の皆さんに町会や自治会の活動、子どもたちや高齢者を支える活動、自分自身が元気になる活動をしていただいていることが、新宿区の強みであると思います。

質問 木谷(コーディネーター)…最後にこれからのワーク・ライフ・バランスや女性の活躍の推進について、どういったことをお考えですか？

メグミル 尾崎…現時点での課題は、施策や制度を実効性のあるものにし、従業員のモチベーションや会社の業績に結び付けていくことが重要です。今までは「女性」という切り口でワーク・ライフ・バランスに取り組んできましたが、女性らしい働き方というのではなく、男女を問わずその人らしい多様な働き方ができるように対応していかなくてはいいかなと思っています。

日本生産性本部 高柳…先ほどの課題に對して、1つ目の属人的であるという点については、制度を明文化しない場合の対応のリスクについてお伝えし、企業が成長していく過程でのワーク・ライフ・バランスに関する制度の明文化の必要性について、理解を求めています。

2つ目の会社としてのワーク・ライフ・バランスの優先度については、ワーク・

ライフ・バランスを推進することが業務を強くするのだということを伝えていきます。長時間労働を減らすことで社員の生活の充実を図り仕事のモチベーションを高める、働きやすい環境をつくることで人材の定着化を図り優秀な人材を確保できるといったことです。短期的にはコストがかかる場合もありますが、長期的な視点を持ち将来への投資ということで続けてほしいというお話しをして理解を求めています。

第二部

講演

田部井 淳子氏
(登山家)



「人生8合目から
がおもしろい」

田部井淳子さんは、登山家として、またテレビ、ラジオ、雑誌など多方面でご活躍をされています。自分の夢をかなえられた田部井さんには多くの人が勇気と元気をいただいています。

私は、以前NHKの「雲の上のアドベンチャー」という番組に出演し、同行のNHKアナウンサーとともに最終目的地のダンジャラムを目指し、23日間をかけて縦走しました。雨の日が多く大変でしたが、アナウンサーの「私たちの歩く一歩は40〜50cmだが、一歩一歩を続けてきた結果として、ダンジャラムに今立っているという事実にとっても感激しました。また、自分はあれだけのことができたんだと大変勇気が湧き、自分はいろいろなことができるのではないかと自信を持て

るようになりました」という言葉をとて
もうれしく感じました。

私は、20年前から山岳環境保護団体を
立ち上げ、活動をしています。また東日
本大震災後には、すぐに東北応援プロジ
ェクトを立ち上げました。そして、被災
者の皆さんが家にばかり閉じこもらず、
少しでも元気になれるようにとハイキン
グを企画し、今もその活動を続けていま
す。

被災後3か月ぶりに一緒に歩いたこと
をとて喜んでくださったご夫婦がいま
した。長い避難所生活に疲れて気持ちに
余裕が持てずにいたけれどハイキングに
参加することによって、気持ちが明るく
なり前向きになったという子育て中の女
性など、元気が出た、あしたからがんば
るぞという声を聞くと、こちらも「ああ
〜やってよかったなあ」と思います。

また、高校生という多感な年ごろであ
るこの時期に、未曾有の被害をもたらし
た震災にあったことで受けたであろう大
きな心の傷が少しでも癒され、生きる希
望を持ってほしい、前向きに生きてほし
いという願いを込めて、被災した高校生
60人を招待し、富士登山を計画しました。
地元山梨県富士吉田市に協力を求めると、
地元の高中生との交流登山の提案があり、
地元高校生30人も登山に参加すること
になりました。そして、多くのボランティア
の協力を得て、一人の落伍者もなく全
員無事に富士登山を成功させることがで
きました。

震災のとき、目の前で人が流され、肉
親がなくなるのを目の当たりにし、夢も
希望もなくし無常観にさいなまれていま
したが、富士山に登ることでは何か変わる
かもしれないという思いで参加しました

という高校生、親や先生、友だちに誘わ
れ、心の中のモヤモヤを吹っ切りたいと
思い参加しましたという高校生。大切な
ものをたくさん失ったけれども、このま
まではいけないと、前向きな気持ちにな
れるようにと参加した高校生が多かった
ようです。

後日寄せられた感想文にも、「あの時
あきらめなくてよかったです」苦しくて
あきらめそうになった時、出会ったばか
りの他の高校生が手を差し伸べてくれ、
自分は一人ではないと実感しました」と
いうものがあり、これから生きるうえで
貴重な体験ができたのではないかと思
います。震災で父親を亡くし、唯一遺品と
して残された携帯電話を身に付けて富士
山頂を目指し山頂から母親にメールをし
た高校生は、後日、母親が感激して手紙
をくださいました。富士登山をしたこと
で自分は何か自信がついたということ
を書いてくださった高校生が多く、やはり
一步一步登って行けば何か見えてくるも
のがあるんだと体で分かっていることが
でき、本当によかったと思います。今
年もぜひ続けていきたいと思っていますので、
ご協力をお願いいたします。

また、私は今73歳ですが今までよりも
もっともっと密度濃く生きたいと思っ
ています。限られた時間の中で、自分自身
の生活を積み重ね、歴史を豊かなものに
したいです。いずれ死んでいくとき、あ
あ〜面白かった、生まれてきてよかった
と思いたいという気持ちを強く持ってい
ます。

今も年間100日以上は山歩きがで
きることをとても幸せだと思っていますが、
それ以外にも楽しまなくてはと、シャン
ソンを習い、1年半後にコンサートを開

実行委員会からの一言

- 長年、委員として参画させて頂き、男女共
同参画社会実現を目指す区民と職員が「と
もにすすもう！ 未来へ！」をテーマに話
し合ったことで、市民意識の啓発事業とし
て開催できたように感じます。参加者に新
宿区民憲章の印刷物を配布出来たことも嬉
しく思いました。(石田孝子)
- 三十周年にふさわしく講演者は田部井淳子
さんをお願いする事が出来ました。当日区
民ホールに、いかに大勢のお客様が入場し
て下さるか課題でした。「山では遅い人に
歩調を合せ、みんなで一緒にゆっくり登る。
未来の社会もそうであってほしい」と大変
盛況の内に終わりました。(植竹信子)
- 実行委員として活動し、多くの事を学ば
せて頂きました。特に、ウィズ新宿開館三十
周年記念フォーラムを意識し、多くの方に
参加して頂けるように工夫し努力したこと
は、とても良かったと思います。今後、多
くの方に参画して頂き更なる発展を希望
します。(金澤由利子)
- 私は、色々な所で区の行事に参加させて
いただいておりますが、今日は、実行委員の
皆様の気持ちの良さ、そして初めての人を
迎える暖かさを実感しました。実行委員と
して働ける事、そして出演していただく先

生の熱意等、この企画でなければ味わえな
い良い経験ができたこと、心より思いました。
感謝に堪えません。ありがとうございます。
(金山さかえ)

- フォーラムでは田部井淳子さんの講演。女
性で最初の世界最高峰エベレストに登頂、
また七大陸の最高峰にも女性初の成功をし
た田部井さんは登山で遅い人の歩調に合わ
せてゆっくり登る。チームワークを大切に
する。登山だけでなく社会生活でも非常に
大事な事です。(川端喜美)
- 実行委員会に初参加し、委員の方々の熱意
に驚き、また新鮮さを覚えました。当日は
講師の接待係になり、田部井淳子さんは著
書のとおり、夫妻で「ともに歩む」を実践
されていることを確認しました。聴衆の方
に実感してもらえる講演時間が不足したこ
とは残念です。(佐竹蓉子)
- 本当に幸運な事にフォーラムの講師に田部
井淳子さんが早々に決まった事で、色々な
準備がとてもスムーズに進みました。そし
て何よりも、委員全員が一番心配していた
来場されたお客様方に心から嬉んで頂ける
事が出来て、感慨無量でございました。本
当に良かったです。関係者の皆様に心から
感謝致します。(藤木紀一郎)

くという目標を持ち、練習を重ねてきま
した。そして、ホテルで「怖いもの知ら
ずの女たち」というタイトルのコンサー
トを開きました。すごく楽しかったから
来年もやってねという声に励まされ、次
の年はデイナーショー、翌年にまたコン
サートを開きました。これをきっかけに
「怖いもの知らずの女たち」という本も
出版されました。
そんなことで、歌も習い出しましたが、
日本人に生まれたからには、やはり日本
の伝統芸能もやってみたいということで、
謡曲と仕舞も習い始めました。「あした
何をする」ではなく「あしたこれをする」
というものを持っていた方が、元気が出
るんじゃないかと思っています。私には登山
の計画があります。どこまでできるか分
かりませんが、自分が立てた予定と実際
が一致するような、口先だけではない生
き方をしていきたいと思っています。

区立保育園5園が 区立子ども園として 開園しました



子ども園 とは…

保育園と幼稚園の機能を合わせ持ち、小学校入学前の子どもの保育と教育を一体的に行うとともに、地域の子育て家庭の支援を行う施設です。

平成25年4月より下記5園が子ども園になりました。子育て支援として未就園親子の交流の場を提供します。大木戸子ども園では定期利用型の一時保育も行われます。

●大木戸子ども園	四谷4—17	☎3358—1431	旧四谷保育園
●しなのまち子ども園	信濃町20	☎3357—6853	旧信濃町保育園
●戸山第一子ども園	戸山2—26—101	☎3202—7879	旧戸山第一保育園
●西落合子ども園	西落合1—31—24	☎3954—1064	旧西落合保育園
●北新宿子ども園	北新宿3—20—2	☎3365—0225	旧北新宿第二保育園



新宿区広報ビデオで子ども園が紹介されています。

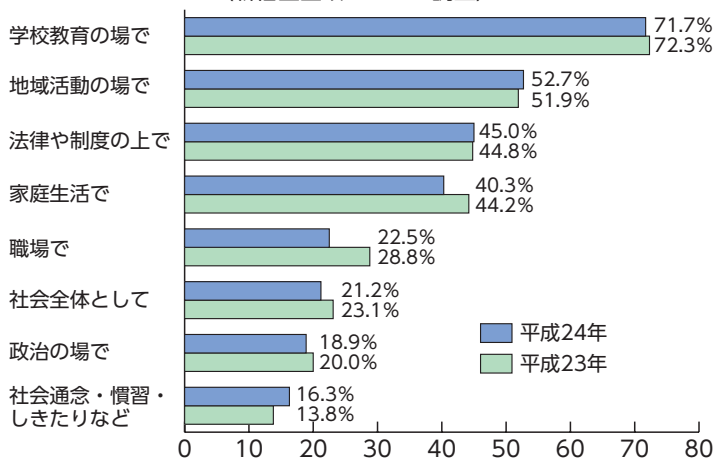
<http://www.city.shinjuku.lg.jp/video/video0090.html>

新宿区HPの子ども園のページも合わせてご覧ください。

http://www.city.shinjuku.lg.jp/kodomo/index04_0703.html

問合せ 子ども園推進課 ☎5273—4047

さまざまな分野での男女平等と感じる割合 (新宿区区政モニター調査)



いくことが重要で、政治の場などでの男女平等意識の向上につなげる、事業の周知等を積極的に、職場や政治の場などでの男女平等意識の向上につなげていくことが重要です。

活用していただけるよう、事業の周知等を積極的に、職場や政治の場などでの男女平等意識の向上につなげていくことが重要です。

データ・ウォッチング

「22.5%」

「職場」で男女平等であると感じる
と答えた人の割合

分野による男女平等意識の違い

新宿区におけるさまざまな分野での男女平等意識について、「平等である」は、「学校教育の場で」が71・7%と7割を超え、他の分野と比べ最も高くなっています。しかし、「職場で」は22・5%、「政治の場で」は18・9%と男女平等意識は低い水準で推移しており課題となっています。

区では、企業による取り組みとして、ワーク・ライフ・バランス推進企業へのコンサルタント派遣や男性の育児・介護休業等の取得があった中小企業への奨励金の支給など、働きやすい職場環境づくりを支援しています。また、区の審議会等での女性委員の活用や促進など男女共同参画の取り組みを行っています。今後、さらに多くの企業や区民の方に取り組みを理解し活用していただけるよう、事業の周知等を積極的に、職場や政治の場などでの男女平等意識の向上につなげていくことが重要です。

男女共同参画社会に向けて

平成25年度の
キャッチフレーズです。



●施設案内●

3F 会議室

2F 図書資料コーナー
交流コーナー
悩みごと相談室

1F 受付・事務室
閲覧コーナー
図書カウンター

B1 ワーク室

開館時間

月～土曜日
午前9時～午後8時
日曜日
午前9時～午後5時

- ◆図書の貸出し
月～土
午前9時～午後5時
- ◆会議室の利用
月～日
午前9時～午後10時
- ◆悩みごと相談室(電話・面接)
月～土
午前10時～午後4時



編集後記

男女共同参画推進センターも、区民の皆さまにご利用いただき、さまざまな歴史を刻みながら、今年1月に開館30周年を迎えることができました。ありがとうございます。

情報誌も今回で115号となります。これからも、さまざまな切り口から男女共同参画の情報を発信し、魅力ある情報誌にしていきたいと思ひます。今後とも、どうぞよろしくお願いしひます。

編集委員会スタート

区民から公募した9名の編集委員で平成25年度の編集委員会がスタートしました。3日間の編集講座を経て基礎を学び、編集会議を重ねながら本誌116号(10月発行)、117号(3月発行)を作成してひきます。どうぞご期待ください。



ウィズ新宿とのパートナーシップ講座

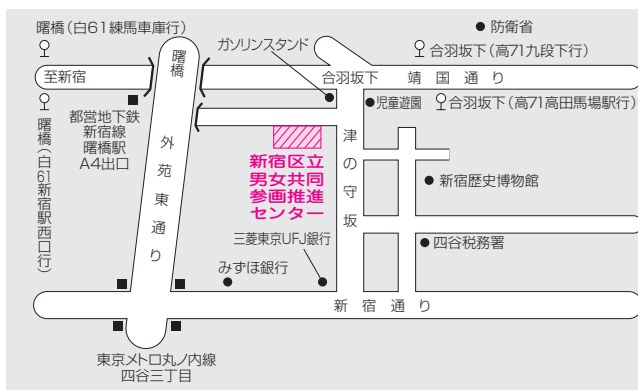
男女共同参画推進センター(ウィズ新宿)では、センター登録団体および新宿区内で継続的に活動する10名以上(過半数が区内在住・在勤)の団体との協働で、男女共同参画をテーマにした講座を実施してひます。

昨年度は「絵本の読み聞かせ(新宿区家庭教育グループ連絡会)」「未来につなげよう健康な食生活(新宿区婦人団体協議会)」「ジェンダーって何?(新日本婦人の会新宿支部)」ほか、全8講座を実施しました。

応募された団体には、企画内容を所定応募用紙で提案し審査を経て、実施に向けての取り組みをすすめていただきます。

皆さんの日頃の活動を広く知っていただき、同時に男女共同参画の意識を高めていくためのよい機会となります。ぜひ、ご応募をお待ちしてひります。

詳しくは、男女共同参画推進センターまでお問い合わせください。



発行 新宿区子ども家庭部男女共同参画課
新宿区立男女共同参画推進センター
〒160-0007 東京都新宿区荒木町16番地
TEL (3341) 0801 FAX (3341) 0740

発行日 平成25年7月29日

